

大口町総合評価競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第6号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事から町長が決定する。

(総合評価によることの適否)

第3条 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、政令第167条の10の2第4項に基づき、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聽かなければならない。

(入札参加資格等の公告・通知)

第4条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

(1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

2 総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、必要な事項のほか、次の事項について通知する。

(1) 総合評価落札方式による指名競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式による指名競争入札に係る落札者決定基準

(3) 技術提案の様式

3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときの入札参加資格

には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第1条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるよう、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（落札者決定基準）

第5条 総合評価落札方式による競争入札を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち、価格とその他の条件が大口町にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項について2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。
- 3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準は、学識経験者の意見を聴取した上で、大口町業者指名審査会において決定するものとする。

（一般競争入札の場合の評価基準）

第6条 評価基準は、第4条第3項の技術的能力の審査の要件を満たす者について、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。なお、技術提案等は、一般競争入札においては入札参加資格確認申請書に提案内容を記載するものとする。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度、地域貢献度等とする。
- (2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査、評価により加算点を決定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（指名競争入札の場合の評価基準）

第7条 評価基準は、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、過去2年間の類似工事の施工実績、地域貢献度等とする。

(2) 得点配分は、技術的能力を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査、評価により加算点を決定する。各評価項目の配分点はその必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第8条 総合評価は、評価値をもって行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点} \} \times (\text{入札予定価格} / \text{入札価格})$$

(施工計画提案の審査)

第9条 技術提案等のうち施工計画提案がある場合の審査は、学識経験者の意見を聴き、大口町において評価を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第10条 町長は、一般競争入札においては入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、入札参加資格確認通知をする方法により、技術的能力の審査結果を通知するものとする。

2 町長は、技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、その理由を記載した書面により、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第11条 前条第2項の規定により、入札に参加することを認められない旨の通知を受けた者は、町長に対し通知を受け取った日から5日（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する大口町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面を持参することにより行うものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、5日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

(落札者決定の方法)

第12条 次に掲げる要件のすべてを満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

2 落札者となるべき者の当該入札による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札者の公表等)

第13条 前条の規定により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成20年5月26日 大口町訓令第6号)

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。